11.6.2

1161

11.6.23

1181

兵庫縣廳宛　電報

六月二十二日午後七時五分發

保支伸經所居ケ候ニ付生来ら殘金等

入候しなそも労働不可の為ニ無理ら[illegible]

ち給[illegible]出状態を續け居れるて解雇殘金と

相呼應し手作を差入[illegible]はらし度き意

あり。

財團 協調會